



1 妊娠したら

1-1 妊娠届出書の提出（母子健康手帳・母子保健のしおり・予防接種のしおり等のお渡し）	1
1-2 妊婦一般健康診査について（医療機関）	1
1-3 妊婦歯科健康診査について	1
1-4 面談（妊婦のための支援級をご希望の方）	2
1-5 妊婦に対するRS ウイルスワクチン定期接種	2

2 赤ちゃんが生まれたら

2-1 出産後に必要な手続き	3
2-2 新生児聴覚スクリーニング検査費一部助成（医療機関）	3
2-3 明和町1か月児健康診査（医療機関）	3
2-4 産婦健康診査について（医療機関）	3
2-5 産後ケア事業（医療機関）	4
2-6 出産おめでとうコール	4
2-7 こんにちは赤ちゃん訪問（1カ月～4カ月児）	4
2-8 予防接種を受けましょう（医療機関）	4
2-9 4、10カ月児健康診査について（医療機関）	5

3 お仕事の関係

.....	5
-------	---

4 町の事業について

.....	6
-------	---

5 妊婦のための支援給付について

.....	7
-------	---

6 子育て情報

.....	8
-------	---

1 妊娠したら

□1-1 妊娠届出書の提出（母子健康手帳・母子保健のしおり・予防接種のしおり等のお渡し）

- ・医療機関で妊娠届出書を受け取った方は、こども課へご提出ください。

- 〈発行物〉
- ・母子健康手帳（明和町1か月児健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票を含む）
 - ・母子保健のしおり（妊婦一般健康診査、産婦健康診査、4ヵ月児・10ヵ月児一般健康診査の受診票を含む）
 - ・予防接種のしおり など

※母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るために作られたもので、健診結果や予防接種などを記録します。大切に保管してください。



□1-2 妊婦健康診査について（医療機関）

- ・「母子保健のしおり」にとじ込まれている妊婦一般健康診査受診票を使用すると、県内の医療機関で健診を14回受けられます。詳細は、「母子健康手帳」と「母子保健のしおり」をご確認ください。



※「母子保健のしおり」は費用の一部を助成するための医療券です。無料券ではありませんので、検査項目以外の検査が実施された場合等、実費負担となります。

□1-3 妊婦歯科健康診査について

- ・妊娠中はつわりなどの心身の変化や、女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病が悪化しやすくなります。また、出産後は育児に忙しくなり、歯の治療に行く機会を逃してしまう可能性もあります。
- ・明和町に住民票を有する妊婦さんは実施医療機関でのみ **無料** で受診していただけます。詳細は、別途案内（妊娠届出時にお渡し）をご確認ください。

この機会にぜひ、歯科健診や歯みがき指導を受けて
お母さんと赤ちゃんの歯の健康づくりに努めましょう♪



□1-4 面談（妊婦のための支援給付をご希望の方）

- 妊婦のための支援給付の支給をご希望の方は、妊娠届出時に面談を実施します。
面談後、申請書類をご提出ください。
※詳細は7ページをご参照ください。

〈場 所〉 こども課（役場 1 階）

〈持 ち 物〉 ・ 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）
・ 振込先の口座がわかる通帳等

〈申請書類〉 ・ 申請書



□1-5 妊婦に対するRS ウイルスワクチンの定期接種について （医療機関）

〈対象者〉 明和町に住民票がある妊娠28週0日目から36週6日目までの妊婦の方

〈費用〉 無料（予診票は妊娠届出時に配布）

〈実施期間〉 令和8年4月1日～

〈実施場所〉 RS ウイルス母子免疫ワクチン予防接種協力機関

2 赤ちゃんが生まれたら

□2-1 出産後に必要な手続き

- 出生届
- 公的医療保険の加入
- 子どもの医療費助成
- 児童手当
- 児童扶養手当
- 出産育児一時金



□2-2 新生児聴覚スクリーニング検査費一部助成（医療機関）

- 助成対象者 明和町に住民票があり、検査を受けた新生児の保護者
- 助成金額 上限3,000円（新生児1人につき1回限り）
※検査費用が3,000円に満たない場合は、検査費用を上限とします。
申請書類等の提出はこども課窓口までお願いします。

□2-3 明和町1か月児健康診査（医療機関）

- 対象者 医療機関等が実施する1か月児健康診査で、受診日において明和町に住民票のある方。概ね生後1か月の乳児（生後2か月まで）
- 助成金額 上限6,000円（乳児1人につき1回限り）
※公費負担額6,000円を超える場合は自己負担になります。
申請書類等の提出はこども課窓口までお願いします。

□2-4 産婦健康診査について（医療機関）

- 産婦健康診査 1人につき2回以内
（1回目：産後2週間頃、2回目：産後1カ月頃）
→「産婦健康診査受診票」を県内の産科医療機関*に持参し受けてください。

※里帰りなどで産婦健康診査を県外の産科医療機関で受診する場合も、費用の助成を受けることが出来ます。

県外の産科医療機関で受診された方は、一旦全額をお支払い頂き、後日申請が必要です。

□2-5 産後ケア事業（医療機関）

- 出産後の一定期間、産後の支援を必要とするお母さんと赤ちゃんに産科医療機関や助産所、自宅において保健指導サービスを提供しています。利用をご希望の方はお早めにこども課までご相談ください。
-

□2-6 出産おめでとうコール

- 産後3～5週間頃に、保健師等がすべての産婦さんに電話をかけ、赤ちゃんの様子や産婦さんの体調、育児の不安・悩みについてお話を聞かせていただきます。
⇒こども課（TEL：0596-52-7123）から電話着信がありましたら、ぜひご様子をお聞かせください。
-

□2-7 こんにちは赤ちゃん訪問（1カ月～4カ月児）



- 保健師や助産師等の専門職がご自宅に訪問して、赤ちゃんの身長・体重測定や授乳のこと、その他子育てに関する情報提供を行い、不安や悩みをお聞きします。
 - 面談の際「めいわすこやかプラン」「妊婦のための支援給付（2回目）」について確認させていただく場合があります。
-

□2-8 予防接種を受けましょう💉（医療機関）

- 生後2カ月になったらワクチンが接種できます。感染症から子どもを守るために、予防接種はとても大切です。かかりつけ医を探し予防接種を受けましょう！
⇒予防接種のしおりに綴られている予診票を医療機関に持参し、受けてください。



□2-9 4, 10ヵ月児健康診査（医療機関）

- 「母子保健のしおり」に閉じこまれている「4か月児一般健康診査結果票」、
「10か月児健康診査結果票」を使用し、県内の医療機関で健診を受けてください。

乳幼児健康診査は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。
かかりつけ医で、適切な時期にきちんと乳幼児健康診査を受け、育児で分からないことが
あれば、遠慮せずに医師、看護師などに相談しましょう！



3 お仕事の関係



子育ても仕事も自分らしく充実させたいママやパパを応援する法律や制度があります。
詳細は、母子健康手帳や厚生労働省ホームページをご覧ください。

※会社ごとに規則や規定がありますので、事前に活用できる制度などをお勤め先でご確認ください。

【 労働に関する相談窓口 】

• 三重県労働相談室

勤労者の方や事業主の方からの労働に関するあらゆる困りごとの相談窓口を設けています。
困ったときには、ご相談ください。

〈連絡先〉 電話：059-213-8290 または 059-224-3110)

メール：info@mie-kinfukukyo.or.jp

※詳細は三重県ホームページ「三重県労働相談室」をご覧ください。



三重県「三重県労働相談室」

4 町の事業について

□育児相談（明和町保健福祉センター）

- 身長・体重の計測、離乳食や食事のことなど子育てに関する相談を行っています。
ぜひ気軽にお越しください！
※詳しくは、役場 HP・「広報めいわ」等でもお知らせします。

□離乳食教室（明和町保健福祉センター） — 要予約



- 乳児をもつ保護者を対象に、離乳食教室を行っています。
管理栄養士が成長の段階に合わせた、離乳食の作り方や進め方についてお話しします。
※詳しくは、役場 HP・「広報めいわ」等でもお知らせします。

□1歳6ヵ月児健康診査（明和町保健福祉センター）

- 1歳7ヵ月時点での健診です。問診や診察などを通じて、お子さんの心身の発育、発達状態をみますので、必ず受診してください。
日時、場所については個別通知でお知らせします。

□2歳半のきょうしつ（明和町保健福祉センター）

- 2歳7ヵ月のお子さんが対象で、成長発達等のチェックや生活習慣のお話、虫歯予防や歯みがき指導、親子あそびを取り入れた子育て教室です。
日時、場所については個別通知でお知らせします。



□3歳児健康診査（明和町保健福祉センター）

- 3歳7ヵ月時点での健診です。身体発育、精神発達の面から最も重要な時期で、総合的な健康診査を実施しますので、必ず受診してください。
日時、場所については個別通知でお知らせします。

5 妊婦のための支援給付について

令和7年4月1日より、妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には、「妊婦支援給付金」が支給されます。「妊婦等の身体的、精神的ケア」及び「経済的支援」を実施する事業です。「妊婦のための支援給付」は、妊婦への支援を総合的に行うため、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」による面談と一体的に実施します

妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時、妊娠8ヵ月頃、赤ちゃん訪問時に面談等の機会をもち、安心して出産・子育てができるように相談に応じます。

妊婦のための支援給付

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）と出生届出後（赤ちゃん訪問時）の面談を実施した後に、申請によりそれぞれ5万円（計10万円）を支給します。

妊娠届の提出 妊婦給付認定の申請	妊娠8か月頃 アンケートの回答	赤ちゃん訪問 胎児の数届出
<ul style="list-style-type: none"> ●保健師等と面談 <p>妊娠中の困りごとの相談や 妊娠中の過ごし方、利用できる制度のご案内等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦支援給付金（1回目） <p>妊婦につき5万円を支給※①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート回答 <p>案内を送付しますので、二次元コードより回答してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●希望者と面談 <p>日程調整の連絡をさせていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師等と面談 <p>生後2か月頃の赤ちゃん訪問等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦支援給付金（2回目） <p>妊娠している子どもの人数×5万円支給※②</p>

*妊婦支援給付金1回目、2回目とも他自治体で支給をされている場合は対象外になります。

※①妊婦給付認定を受けるには、医師等による胎児心拍の確認が必要です。

認定後、妊婦支援給付金（1回目）を支給します。

※②出産予定日の8週間前（妊娠8か月）より申請可能のため、アンケート送付時に妊婦支援給付金（2回目）の申請案内も同封予定です。なお、支給対象は妊婦（お母さん）のみとなります。

◎流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方へ

妊娠届出をする前に流産された方も妊婦給付金（1回目・2回目）申請ができます。医師が胎児心拍を確認した診断書等で妊娠の事実を確認させていただくことがあります。

また、妊婦給付金（2回目）は、妊娠しているお子さんの人数に応じて給付するため、妊娠が継続しなかった場合（流産・死産・人工妊娠中絶）においても給付対象になります。

6 子育て情報

□明和町子育て支援センター

- ・明和町には子育て支援センターが6ヶ所あります。主に未就園児とその保護者が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動をしています。

- おひさまひろば（保健福祉センター2階）
- いちごくらぶ（明和ゆたか園2階）
- らっこ（ささふえこども園内）
- こあら（みょうじょうこども園内）
- 児童センター（明和町上村 1419）
- 斎宮 Babyroom（竹川160）

※開館日など詳細は、役場ホームページ・広報めいわ等で掲載いたします。



□明和町ファミリー・サポート・センター

- ・ファミリー・サポート・センターとは、地域における子育てを支援する事業です。子育てを助けてほしい人に子育てのお手伝いができる人を紹介する、相互援助の会員組織（有償ボランティア）です。

※詳細はパンフレット（妊娠届時にお渡したバッグに同梱）をご覧ください。

□一時預かり事業

- ・明和ゆたか園で、一時預かり事業を行っています。地域にお住いのお子さんを対象に、未就園児を持つ保護者の方ならどなたでもご利用いただけます。仕事や介護、シフト制のパートやアルバイトなどで断続的に家庭で育児が出来ない場合に、一時的にお子さんを預かります。

利用日	月～金曜日（祝日を除く）
利用時間	1日（9:00～17:00）
利用料金	□0歳児/3,000円 □1・2歳児/2,500円 □3歳児以上/2,000円
対象児童	未就園児で0歳～就学前のお子さま

※初めてご利用になる場合は、事前に登録が必要です。事前登録等詳しい内容につきましては、「明和ゆたか園(TEL：0596-53-2020)」までお願いします。

